

大崎地域広域行政事務組合施設広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大崎地域広域行政事務組合の施設（以下「施設」という。）に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の目的)

第2条 住民サービスの向上と地域経済の活性化を図るとともに、情報の共有化と自主財源の確保を図るために施設に広告を掲載する。

(基本原則)

第3条 施設に掲載する広告の基本原則は、消費者の保護、地域の社会及び経済の健全な発展、住民生活の向上等を図るため、次のとおりとする。

- (1) 公正で誠実なものであること。
- (2) 広告の受け手に不利益を与えないものであること。
- (3) 児童及び青少年に与える影響を考慮したものであること。
- (4) 品位を保ち、健全な風俗習慣を尊重したものであること。
- (5) 関係法規及び社会秩序を守るものであること。

(広告の掲載範囲)

第4条 次に掲げる広告は施設に掲載しないものとする。

- (1) 公共性を損なうおそれのあるもの
- (2) 消費者に不利益を与えるおそれのあるもの
- (3) 社会問題についての主義主張に係るもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 選挙に関係するもの
- (6) 意見広告、名刺広告等個人の宣伝に類するもの
- (7) 公序良俗に反するもの
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業広告その他これに類するもの
- (9) 誇大表示、不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (10) 各種法令等に違反しているもの及び違反行為を助長するおそれのあるもの並びに抵触のおそれのあるもの
- (11) その他広告掲載として適当でないと管理者が認めたもの

2 前項に定めるもののほか、大崎地域広域行政事務組合施設広告掲載基準を別に定める。

(広告の規格等及び広告掲載料)

第5条 施設に掲載する広告の場所、区画数、大きさ、仕様及び広告掲載料は別表1のとおりとする。

2 施設に掲載する広告の内容及びデザインは、当該広告を掲載する地域の特性及び街の景観に配慮したものでなければならない。

3 前2項に規定するもののほか、施設の性質に応じて、広告の規格及びデザインに関する個別の基準が必要な場合は、別に基準を定めることができる。

(広告の掲載期間)

第6条 広告を掲載する期間は、原則として1年とする。ただし、1月単位とすることを妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、管理者が特に支障がないと認めるときは、毎年更新し、最長5年間広告を掲載することができる。

(設置及び費用負担)

第7条 広告の設置及び維持管理については、広告を掲載しようとする者(以下「広告主」という。)が行い、必要な費用は広告主が負担するものとする。

(広告主の資格)

第8条 広告主は宮城県内に住所又は事業所を有し、市町村税等を納めていなければならない。

(広告の申込み等)

第9条 広告主は、大崎地域広域行政事務組合施設広告掲載申込書(様式第1)に必要書類と広告原稿の見本を添えて、広告掲載開始日の2か月前までに提出するものとする。

2 広告主は、広告主以外の第三者が著作権を有する素材等を用いる場合は、事前に必要な手続を行い、許諾を得ることとする。

(広告審査会の設置)

第10条 広告の掲載内容及び掲載の可否を審査するため、大崎地域広域行政事務組合施設広告審査会(以下「広告審査会」という。)を設置する。

2 広告審査会は、4名以内の職員をもって構成し、常勤の副管理者が主宰する。

3 広告審査会の構成は別表2に定める。

4 広告審査会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、主宰の決するところによる。

(広告掲載の内容の承認等)

第 11 条 広告主は掲載しようとする広告の原稿及び当該原稿に係る資料を提出し、広告審査会の審査を受けるものとする。ただし、広告審査会の開催が困難なとき、又は主宰が広告審査会の開催を不要と判断したときは、回議により広告審査会の審査に代えることができる。

2 管理者は、広告審査会の審査結果を参考として、適当と認める広告掲載について承認し、広告主に対して大崎地域広域行政事務組合施設広告掲載承認・不承認決定通知書（様式第 2）により通知するものとする。

3 管理者は、広告の掲載が不相当と認めたときは、広告の審査を受けた広告主に対して大崎地域広域行政事務組合施設広告掲載承認・不承認決定通知書により通知するものとする。
（広告掲載に関する責任）

第 12 条 広告主は、法令を遵守し、法令に反する行為又はそのおそれのある行為をしてはならない。

2 広告主は、掲載した広告に関する一切の責任を負うものとし、第三者からの苦情若しくは被害の申立て又は損害賠償の請求があったときは、自らの責任で解決しなければならない。

3 広告主は、広告を掲載する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。
（広告掲載の取消し）

第 13 条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

（1） 広告主がこの要綱に違反したとき。

（2） 広告主から広告掲載の取り消しの申し出があったとき。

2 管理者は、業務の都合上やむを得ない事情が生じたときは、広告主と協議の上、広告掲載を取り消すことができる。

3 管理者は、広告の内容について、この要綱等に違反しているおそれがある旨の通報があったときは、広告主に当該広告の内容の事実確認をするものとする。

4 管理者は、前項の確認の結果、広告の内容に虚偽が明らかとなったときは、広告の掲載の撤去など必要な措置を講ずるものとする。

5 前項の措置に必要な費用は、広告主の負担とする。
（広告掲載料の納付）

第 14 条 広告主は、管理者が指定する期日までに、広告掲載料を全額納付しなければならない。ただし、特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

（広告掲載の取下げ）

第 15 条 広告主は、自己の都合により広告掲載を取り下げようとするときは、書面により管理者に申し出なければならない。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げた場合における納付済みの広告掲載料は、返還しない。

(広告掲載料の還付)

第 16 条 既納の広告掲載料は還付しない。ただし、広告主の責めによらない理由によって広告を掲載できなかつたときは、この限りでない。

2 前項の規定により還付する場合、10 円未満の端数が生じたときは、10 円に切り上げる。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 6 月 1 8 日から施行する。

別表 1 (第 5 条関係)

施設 1	施設	大崎地域広域行政事務組合本庁舎
	場所	本庁舎国道沿いメッシュフェンス
	区画数	12区画
	大きさ	(1区画あたり) 縦67センチ以内, 横150センチ以内
	仕様	<ol style="list-style-type: none"> 1 素材はアルミ複合板(3mm厚)を基本とする。 2 直射日光や風雨によって急激に劣化しないような加工を施したものとする。 3 メッシュフェンスにしっかりと固定する。その際メッシュフェンスを加工してはならない。
	広告掲載料(年間)	(1区画) 60,000円

別表 2 (第 10 条関係)

1	常勤の副管理者
2	事務局総務課長
3	消防本部総務課長
4	広告を掲載する施設の庁舎管理者又は主宰が指名する者